

上告状兼上告受理申立書

収入 (4万2000円)
印紙

平成25年10月18日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人 宮 部 龍 彦

上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

上告人兼上告受理申立人 宮 部 龍 彦

〒680-1165 鳥取市下味野415-1(住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付(送達場所)

(電話 090-9121-9967)

(FAX 0857-54-1781)

上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被上告人兼相手方 鳥 取 市 長

竹 内 功

公文書部分公開処分取消等請求事件

訴訟物の価格 320万円

ちょう用印紙額 4万2000円

予納郵便切手 7640円

上記当事者間の広島高等裁判所松江支部平成25年(行コ)第6号 公文書開示請求拒否処分取消等請求控訴事件につき,平成25年10月9日下記判決の言渡しを受け,上告人兼上告受理申立人は,平成25年10月11日判決正本の送達を受け

たが、同判決は不服であるから、上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決のうち上告受理申立人敗訴部分破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

- 1 上告状兼上告受理申立書副本 1通

(申立人用)

上告受理申立て事件番号

平成 2 5 年 (行ノ) 第 1 号

平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日

申立人 宮 部 龍 彦 殿

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 兒 玉 雅 樹



上告受理申立て通知書

申立人 宮 部 龍 彦 外 1 名

相手方 鳥 取 市

当裁判所平成 2 5 年 (行コ) 第 6 号公文書開示請求拒否処分取消等請求控訴事件の判決に対して上告受理の申立てがあったので、民事訴訟規則第 1 9 9 条第 2 項、第 1 8 9 条第 1 項により通知します。

上告受理申立て理由書の提出について

広島高等裁判所松江支部

- 1 上告受理申立書に上告受理申立ての理由を記載していないときは、上告受理申立て通知書を受け取った日から **50日** 以内に、上告受理申立て理由書を当裁判所に提出してください (民事訴訟法 3 1 8 条 5 項、3 1 5 条 1 項、民事訴訟規則 1 9 9 条 2 項、1 9 4 条参照)。

なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、上告理由書と上告受理申立て理由書とは、別々に作成してください。

2 上告受理申立て理由書には、次の事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- (2) 事件の表示
- (3) 上告受理申立ての理由
- (4) 附属書類の表示
- (5) 年月日
- (6) 裁判所の表示（「最高裁判所」あて）

3 上告受理申立ての理由は、次の要領で記載してください（民事訴訟法318条5項、315条2項、民事訴訟規則199条、191条2項、192条、193条参照）。

- (1) 上告受理申立ての理由は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示して記載してください。この場合において、法令を示すには、その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については、その趣旨）を掲記してください。また法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記してください。
- (2) 原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることを主張するときには、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻、号、頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。

4 上告受理申立て理由書には、相手方の数に**6**を加えた数の副本を添付してください（例えば、相手方1人の場合には、添付すべき副本は7通となります。民事訴訟規則199条2項、195条参照）。

5 上告受理申立て理由書を期間内に提出しなかったり、上告受理申立ての理由の記載の方式が上記3の(1)に反している場合は、上告受理の申立ては却下されることとなりますから、注意してください（民事訴訟法318条5項、316条1項2号参照）。

(上告人用)

上告提起事件番号 平成25年(行サ)第3号

平成25年10月28日

上告人 宮部龍彦 殿

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 兒玉雅樹



上告提起通知書

上告人 宮部龍彦 外1名

被上告人 鳥取市

当裁判所平成25年(行コ)第6号公文書開示請求拒否処分取消等請求控訴事件の判決に対して上告の提起があったので、民事訴訟規則第189条第1項により通知します。

上告理由書の提出について

広島高等裁判所松江支部

- 1 上告状に上告の理由を記載していないときは、上告提起通知書を受け取った日から **50日**以内に、上告理由書を当裁判所に提出してください(民事訴訟法315条1項、民事訴訟規則194条参照)。

なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、上告理由書と上告受理申立て理由書とは、別々に作成してください。

- 2 上告理由書には、次の事項を記載し、上告人又は代理人が記名押印してください

い（民事訴訟規則 2 条参照）。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- (2) 事件の表示
- (3) 上告の理由
- (4) 附属書類の表示
- (5) 年月日
- (6) 裁判所の表示（「最高裁判所」あて）

3 上告の理由は、次の要領で記載してください（民事訴訟法 3 1 5 条 2 項，民事訴訟規則 1 9 0 条 1 項，1 9 2 条，1 9 3 条参照）。

- (1) 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする上告の場合（民事訴訟法 3 1 2 条 1 項参照）にあつては，上告の理由は，憲法の条項を掲記し，憲法に違反する事由を示して記載してください。この場合において，その事由が訴訟手続に関するものであるときは，憲法に違反する事実を掲記してください。
- (2) 民事訴訟法 3 1 2 条 2 項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合にあつては，上告の理由は，その条項及びこれに該当する事実を示して記載してください。
- (3) (1)及び(2)の場合において，判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては，大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは，裁判所名，事件番号，裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻，号，頁を明らかにするなどして，その判例を具体的に示してください。

4 上告理由書には，被上告人の数に **6** を加えた数の副本を添付してください（例えば，被上告人 1 人の場合には，添付すべき副本は 7 通となります。民事訴訟規則 1 9 5 条参照）。

5 上告理由書を期間内に提出しなかったり，上告理由の記載の方式が上記 3 の(1)又は(2)に反している場合は，上告は却下されることとなりますから，注意してください（民事訴訟法 3 1 6 条 1 項 2 号参照）。

平成25年11月20日

平成25年(行サ)第3号 公文書部分公開処分取消等請求事件

上 告 人 宮 部 龍 彦
上 告 人 宮 部 慎 太 郎
被 上 告 人 鳥 取 市

上 告 理 由 書

最高裁判所 御中

上 告 人 宮 部 龍 彦
上 告 人 宮 部 慎 太 郎

第1 事案の概要

本件は上告人龍彦が鳥取市情報公開条例(乙1号証)により、上告人慎太郎が鳥取市個人情報保護条例(乙3号証)により、被上告人が保有する、鳥取市下味野地区で行われたいわゆる「同和減免」に関する情報の開示を請求したところ、いずれも拒否処分(いわゆる「グロマー拒否」)とされたため、原処分を取り消しと情報の開示を求めているものである。

1 いわゆる同和減免について

本件における同和減免とは、鳥取市内の同和地区において、鳥取市長が定めた対象地域内に居住する住民が所有する物件等について、住民の申請により鳥取市長が固定資産税および都市計画税を減免した制度のことである。

2 下味野地区について

鳥取市内でも非常に有名な歴史ある同和地区である。行政区域としての下味野全体が同和地区ではない。国立国会図書館がインターネットで公開している寛政7年に書かれた歴史書「因幡誌」(甲32号証)には、因幡国高草郡下味野村の枝村「赤池」が穢多村であることが記載されており、原判決で触れられている種々の証拠から下味野の中でも旧赤池集落が同和地区であったことを確認することができる。

第2 上告の理由

1 憲法の違反

(1) 憲法30条および憲法84条の違反

憲法30条および憲法84条は、それぞれ法律により国民が納税の義務を負い、租税の条件は法律によらなければならない（租税法律主義）ことを定めたものである。そして、法律は公布されるものであるし（憲法7条1号）、地方自治体においては条例が公布される（地方自治法16条2号）。

このことについて、原判決P18は「憲法84条が定める租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体の行う多様な課税すべてについて、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないとすることまでをも要求する原則ではない」と判示し、さらに「同和対策減免措置の対象地域外の住民にとってその対象地域が明らかでないとしても、租税法律主義がその対象地域を明らかにすることを要請しているとはいえない」と判示した。

しかし、固定資産税については現に地方税法416条により土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿が縦覧に供され、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知ることができ、税の公平性を確保するために欠かせない制度となっている。そのため、少なくとも固定資産税については憲法84条は住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないところまで求めていると解されるべきである。

確かに例外的に個別に固定資産税が減免されることがあるが、例えば過疎地対策減免のように対象地域が公示されるものや、生活保護受給者や被災者に対する減免のようにどのような固定資産が対象になるのか厳密に要件が定められているものや、公民館に対する減免のように公共性がある固定資産であるために誰でも減免されているという事実を知ることが

できるようなものである。

一方、同和減免の根拠となる鳥取市税条例（乙7号証）58条4号には「特別な事情がある者の所有する固定資産」としか定めがなく、なおかつ鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲4号証）2条によれば、同和減免の対象地域は最終的には同和地区内において市長が職権で設定するものであるから、対象地域は課税の条件そのものである。そのため、対象地域を非公開とすることは、課税の条件を全て秘密にすることに等しい。例えば、新しく固定資産を取得した住民は、自分が減免の対象になる可能性があるのかどうかさえ知ることができないことになる。

すると、市長は恣意的に課税の条件を変える（例えば、同和地区内でも新たな転入者の家は対象地域から外し、対象地域外の住民にはそのことを知らせない）ことが可能となり、租税法律主義は無意味化する。

これが認められるなら、地方自治体が税の減免を恣意的に行ったとしても、とりわけ同和問題を悪用することでその事実を隠蔽することが可能になり、国民の課税業務に対する信頼を失墜させることになるのであるから、原判決の憲法違反は重大なものである。

なお、原判決には、同和減免は申請者に対してのみ減免を行うので対象地域を公開しても住民全員の課税額、課税根拠が明らかになるわけではない、具体的な対象地域のみならず、下味野という地域内に減免対象区域が存在するかどうかさえ説明を拒否する理由がない、という理由齟齬・理由不備も存在する。

2 原判決の理由不備・理由齟齬について

(1) 下味野に同和地区が存在するとの情報の流布についての理由齟齬

原判決P16は下味野地区の地元有志による出版物に下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されており、鳥取県立公文書館で何人でも閲覧できるという事実（甲18号証）、下味野地区では同和

対策事業として小集落築改良事業が実施され（甲 2 9 号証）、現在もその記念碑が現地にあり、同じ場所に部落解放同盟鳥取県連合会書記長、同中央本部執行委員であった人物の銅像が置かれている事実（甲 2 2 の 1 ないし 3 号証）、校区内に下味野地区がある鳥取市立美和小学校で下味野に同和地区が存在することを明らかにすることを推奨するような教育が行われた事実（甲 2 4 証）、被上告人の広報誌「とっとり市報」に同和対策事業に関連して下味野という地区名が記載された事実（甲 3 1 の 1 ないし 6 号証、甲 3 3 号証）から「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と認定した。

その上で原判決 P 1 6 ~ 1 7 は、「地方公共団体である被控訴人が特定の地区を同和地区として把握していることや、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として把握しているかなどといった情報が明らかになるとすれば（中略）当該地区が同和地区として公式に認定されたとして、当該地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれが更に現実化するといわざるを得ない」と判示した。

上告人は同和減免の対象区域の開示を求めたのであって、下味野地区を「同和地区として公式に認定」することを求めている。また、同和減免は平成 2 4 年度以降は完全に廃止されている（甲 1 0 号証）ため、少なくとも税務上は下味野地区が現に同和地区としての扱いをされているものではない。

一方、原判決は下味野の旧赤池集落が同和地区であるとの情報が流布されていると認定しているため、原判決自体が同和地区の存在を認定するものである。そのような認定を行うことについて、原判決が言うような弊害が存在するのなら、被上告人が認定するのも、裁判所が認定するのも変わらないはずである。しかも、原判決は「当該地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれが更に現実化する」としているため、現に下味野の居

住者や出身者が権利利益を害されるおそれがあると解釈でき、単に同和地区の存在を認定したに留まらないものである。従って、判決理由と判決文の存在自体が矛盾しており、齟齬があると言える。

(2) 同和地区が明らかになる情報についての理由齟齬と理由不備

原判決 P 1 4 は同和対策減免措置に関する文書について、「(被上告人が)特定の地区を同和地区であると把握しているか否かが明らかとなる性格の文書であると認められる」としている。また、同 P 1 5 では「(被上告人が公文書の開示請求に応じることにより)特定の地区を同和地区と把握していることを表明することになれば、当該地区の居住者や出身者が差別にさらされるおそれがあると認めることが相当である」としている。この2点は鳥取市情報公開条例(乙1号証)7条2号本文により不開示情報に該当するとされる「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」という要件に同文書が該当するということを説明したものである。

一方、鳥取市情報公開条例7条2号アには「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は前述の不開示情報であっても例外的に公開するとしている。これについて原判決 P 1 8 は、下味野地区の地元有志による出版物に下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されている事実、校区内に下味野地区がある鳥取市立美和小学校で下味野に同和地区が存在することを明らかにする教育が行われた事実、同和対策事業として行われたことが公知である小集落改良事業の記念碑が下味野地区に置かれている事実を認定したが、それらについては原判決 P 1 9 で「下味野地区に同和地区があることを示唆する種々の事実はみとめられるけれども(中略)被控訴人が、特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として具体的に把握しているかなどといった情報を周知し、公にしていたとの事情は、認めるに足りない」と判示した。

同和対策事業として行われた税の減免に関する情報と、同和対策事業として行われた小集落改良事業の情報は全く同じ性質のものであるのに、一方は「同和地区であると把握しているか否かが明らかとなる」とし、一方は「同和地区があることを示唆する種々の事実」とすることは、上告人が不利になるように同一の事柄について二重の基準を用いたものであって、理由齟齬にあたる。

また、前述の通り原判決P 16では同様の情報について「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と述べており、情報に対する評価に一貫性がない。

なお、原判決では触れられていないが、上告人は、同和地区のための集会所が鳥取市下味野に設置されている事実が法令として公布された証拠（甲23の1号証）も提出している。小集落改良事業も、集会所の設置も、税の減免も、同和地区を対象として行われた同和対策事業であることには全く変わりがないのに、税の減免だけに違う基準を適用する理由がない。

3 おわりに

以上のとおり、原判決には、憲法の違反および理由不備・理由齟齬あることから、破棄すべきである。

付 属 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 上告理由書副本 | 7通 |
|-----------|----|

平成 25 年 11 月 20 日

平成 25 年（行ノ）第 1 号 公文書部分公開処分取消等請求事件

申 立 人 宮 部 龍 彦
申 立 人 宮 部 慎 太 郎
相 手 方 鳥 取 市

上告受理申立理由書

最高裁判所 御中

申 立 人 宮 部 龍 彦
申 立 人 宮 部 慎 太 郎

第 1 事案の概要

本件は申立人龍彦が鳥取市情報公開条例（乙 1 号証）により、申立人慎太郎が鳥取市個人情報保護条例（乙 3 号証）により、相手方が保有する、鳥取市下味野地区で行われたいわゆる「同和減免」に関する情報の開示を請求したところ、いずれも拒否処分（いわゆる「グロマー拒否」）とされたため、原処分を取り消しと情報の開示を求めているものである。

1 いわゆる同和減免について

本件における同和減免とは、鳥取市内の同和地区において、鳥取市長が定めた対象地域内に居住する住民が所有する物件等について、住民の申請により鳥取市長が固定資産税および都市計画税を減免した制度のことである。

2 下味野地区について

鳥取市内でも非常に有名な歴史ある同和地区である。行政区域としての下味野全体が同和地区ではない。国立国会図書館がインターネットで公開している寛政 7 年に書かれた歴史書「因幡誌」（甲 3 2 号証）には、因幡国高草郡下味野村の枝村「赤池」が穢多村であることが記載されており、原判決で触れられている種々の証拠から下味野の中でも旧赤池集落が同和地区であったことを確認することができる。

第2 上告受理申立の理由

1 法令の解釈に関する重要な事項

(1) グローマ拒否を行うこと自体が別の情報を開示することについて

鳥取市情報公開条例10条は「実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」としており、グローマ拒否を認めている。

本件でグローマ拒否処分がされた理由は、申立人龍彦が下味野という地区名を指定して情報の開示を請求したために「鳥取市長が本件各文書の存否を明らかにするだけで、結果として、地方公共団体である被控訴人が、下味野地区に同和地区が存在すると把握しているか否かを明らかにすることになる」ということである（原判決19P）。

本来、この規定は病院のカルテのような情報や、事案の存在自体が軍事機密にあたるような場合が該当するが、本件のように「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」かどうか争点となっている（原判決13P）ような事例に適用されたのは珍しいと考えられる。

さらに本件については、原判決P16で「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と述べられているとおり「下味野に同和地区が存在する」という情報が言わば「公然の秘密」であることを原判決は示唆している。

情報公開制度において例外的に情報が非公開とされるためには、その情報が形式的に秘密であるということでは足りず、実質的に秘密でなければならない。そのため、制度全体がそのことを前提に設計されている。

本件については「下味野に同和地区が存在する」という情報が実質的

に秘密でないことは明らかで、それにもかかわらず原判決は不開示情報であるとの判断をしたために、無理が生じている。具体的には、グローマー拒否自体が「開示したくない」情報を開示することになっている点である。

原告は同和減免についての情報の開示を求めたものであるのに、前述のとおり原判決が同和減免に関する情報の開示は「下味野地区に同和地区が存在すると把握しているか否かを明らかにする」と述べることにより、同和減免の対象地域は同和地区であると認定する結果になっている。これは、下味野地区で同和減免が行われたことを知る者に対して、下味野に同和地区が存在すると明らかにしたことと同じである。

また、事実審の過程で申立人が鳥取市長に対して下味野で実施された小集落改良事業に関する情報を請求したところ「当該文書の存否を答えるだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなる」という理由でグローマー拒否を行ったことから（甲28号）、鳥取市内で小集落改良事業が行われた場所は同和地区であることを鳥取市長が認めることになり、一方で下味野で小集落改良事業が行われたことは、同事業の記念碑が現地に置かれていること（甲22の1号証、また原判決16Pに述べられている）等から公然となっており、結果的に鳥取市長が下味野に同和地区があることを認めることになっている。

事実として流布されている情報を非開示とした原判決の判断は、行政の説明責任を蔑ろにするものである上に、実質的には情報を保護することにつながっていないため、社会に対して何の利益もなく弊害だけを生じさせるものである。

特に同和問題に関しては、事実として公になっている同和地区の情報について「個人の権利利益を害するおそれがある」情報と裁判所が判断することは、「ここは差別される地域だ」という根拠のない言説を、さらに後押しする結果になっている。

情報公開制度においては、いかなる場合も公然の秘密があってはならな

いという前提で判断がされるべきものである。

2 判例違反

(1) 情報公開制度と個人情報開示制度に係る最高裁判所判例の違反

最高裁判所平成9年(行ツ)第21号平成13年12月18日第三小法廷判決は、「情報公開制度と個人情報保護制度は、前記のように異なる目的を有する別個の制度ではあるが、互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度とすることができるのである」とし、「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきである」と判示した。

一方、原判決P18で「憲法84条が定める租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体の行う多様な課税すべてについて、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないとすることまでをも要求する原則ではない」と判示し、さらに「同和対策減免措置の対象地域外の住民にとってその対象地域が明らかでないとしても、租税法律主義がその対象地域を明らかにすることを要請しているとはいえない」と述べられている通り、原判決は申立人龍彦による情報公開請求について、あくまで客観的な立場で判断をしている。

そして、申立人慎太郎による個人情報開示請求については「本件各文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されていることは考え難いのであるから、本件各文書には、控訴人慎太郎に関する保有個人情報

は記載されていないと認められる」として、申立人慎太郎が同和減免に関する情報についての個人情報開示請求をすることは認められないとした。

前述のとおり、原判決は同和減免に関する情報について「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報としているのであるから、原判決の判断によればそのような情報は情報公開制度によっても個人情報開示制度によっても開示請求の対象にはならないということになり、2つの制度の間に間隙が生じ、言わば盲点となる。従って、原判決は2つの制度は補完し合うものとして最大限の開示請求権を認めた最高裁判例に反する。

なお、申立人慎太郎は「請求者が居住する物件を含む下味野地区の同和対策固定資産税減免に係る、平成20年度以降のつぎの文書」として同和減免の対象地域等の情報を請求したものである（甲10号証）。よって、少なくとも対象地域に原告の居住地が含まれるかどうか鳥取市長は示すことができるはずである。そうでなければ、誰も同和減免の申請をできないことになり、現実と矛盾している。

3 おわりに

以上のとおり、原判決には最高裁判例の違反と、法令の解釈に関する重要な事項が含まれており、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

付 属 書 類

- | | |
|---------------|----|
| 1 上告受理申立理由書副本 | 7通 |
|---------------|----|